

○吉野川市建設工事請負業者選定要綱

平成16年10月1日

告示第64号

改正 平成18年3月31日告示第45号

平成19年3月30日告示第36号

平成20年3月31日告示第27号

平成20年4月30日告示第51号

平成20年12月22日告示第115号

平成21年3月31日告示第39号

平成21年4月3日告示第56号

平成22年3月31日告示第25号

平成22年5月31日告示第48号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 業者の格付け及び標準発注金額（第3条）

第3章 建設工事審査委員会（第4条—第10条）

第4章 適格業者の選定（第11条・第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について必要な事項を定め、その請負業者（以下「業者」という。）を公正かつ適切に選定することを目的とする。

2 随意契約について、特別の理由があるときは、第2条、第11条及び第12条の規定にかかわらず、請負業者を選定することができる。ただし、この場合において、第4条から第10条までの規定を準用する。

（業者の資格）

第2条 業者の資格は、吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（平成16年吉野川市告示第65号）第5条の規定により、等級別に格付けされた者とする。

第2章 業者の格付け及び標準発注金額

(格付け及び標準発注金額)

第3条 吉野川市建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定による格付け及び標準発注金額は、毎年度次条に規定する建設工事審査委員会において定める。

### 第3章 建設工事審査委員会

(委員会の設置)

第4条 建設工事における業者の選定を公正かつ適切にするとともに、適正な契約の履行を確保するため、建設工事審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、業者の工事施工能力、経営規模、工事成績、信用度、地理的条件その他の諸条件を審査し、適格業者を選定する。

(組織)

第5条 委員会は、次の職にあるものをもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 建設部、産業経済部及び水道部の部長
- (3) 建設工事を所管する課等の長

(委員長)

第6条 委員会の委員長は、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
- 4 委員長は、臨時に必要と認めるときは、関係職員のうちから臨時委員を指名することができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の議事は、公表しない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、監理課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(職務上の秘密保持)

第10条 委員会の委員長、委員、臨時委員及び関係職員は、業者選定について職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

#### 第4章 適格業者の選定

##### (適格業者の選定)

第11条 適格業者の選定は、当該建設工事の標準発注金額に対応する等級の資格を有する業者のうちから選定するものとする。

##### (適格業者選定の特例)

第12条 災害工事等で緊急を要するとき、特殊技術を要するとき、その他の特別の理由があるときは、前条の規定にかかわらず、適格業者を選定することができる。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、合併前の鴨島町、川島町、山川町及び美郷村で現に資格を有する業者の資格については、なお従前の例による。この場合において、当該資格の有効期限は、平成17年4月30日までとする。

3 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鴨島町、川島町、山川町及び美郷村でなされた業者の格付及び標準発注金額については、なお従前の例による。この場合において、当該格付及び標準発注金額の有効期限は、平成17年4月30日までとする。

##### 附 則 (平成18年3月31日告示第45号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成19年3月30日告示第36号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成20年3月31日告示第27号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成20年4月30日告示第51号)

この告示は、平成20年6月1日から施行する。

##### 附 則 (平成20年12月22日告示第115号)

この告示は、平成20年12月22日から施行する。

##### 附 則 (平成21年3月31日告示第39号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

##### 附 則 (平成21年4月3日告示第56号)

この告示は、平成21年4月3日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第25号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月31日告示第48号）

この告示は、平成22年6月1日から施行する。